

会議要旨

【開催概要】

会 議 名 称	第7回富田林市こどもの権利に関する条例検討委員会
開 催 日 時	令和7年6月27日（金）18：30～20：30
開 催 場 所	市役所3階 庁議室
出 席 委 員	・岡島委員（委員長）・藤井睦子委員（副委員長）・谷委員・勝井委員・岡本委員・竹原委員・笠松委員・藤井佳江委員・長橋委員・遠坂委員・石川委員・山本委員（新）・小野寺委員・北辻委員（オンライン） （計14名）
欠 席 委 員	なし
事 務 局	こども未来部：小島部長 こども政策課：大堀課長、廣谷課長代理、菖蒲係長、今井副主任 教育指導室：山口教育総務部次長兼教育指導室長、棕原参事兼人権教育係長 人権・市民協働課：笹野課長 （株）ジャパンインターナショナル総合研究所：中村洋司氏 中村容子氏
配 布 資 料	本日の次第 資料1「富田林市こどもの権利条例骨子案」 資料2「富田林市こどもの権利条例骨子案（見え消し）」 資料3「富田林市こどもの権利条例骨子案に関する意見一覧と対応について」 資料4「第4章の構成に係る新旧表」 資料5「前回会議の意見について」 資料6「各種報告書の概要」 参考資料1「こどもの権利救済機関の名称案」 参考資料2「こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会？募集チラシ（高校生用・小中学生用）」 参考資料3「他自治体こどもの権利条例前文調査まとめ」
会 議 次 第	1. 開会 2. 議事 （1）こどもの権利条例骨子案について 資料1「富田林市こどもの権利条例骨子案」 資料2「富田林市こどもの権利条例骨子案（見え消し）」 資料3「富田林市こどもの権利条例骨子案に関する意見一覧と対応について」 資料4「第4章の構成に係る新旧表」 参考資料1「こどもの権利救済機関の名称案」 （2）その他 ・こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会？の申込状況、臨時会等について 参考資料2「こどもの権利条例いっしょに作ってみたい会？募集チラシ」 参考資料3「他自治体子どもの権利条例前文調査まとめ」 ・前回会議の意見について 資料5「前回会議の意見について」

	・各種報告書について 資料6「各種報告書の概要」 (3) 事務連絡 3. 閉会
公開/非公開	公開
傍 聴 者	2名
そ の 他	なし

【議事要旨】

事務局	1. 開会 ・委嘱状交付（机上配布） ※所属機関の役員交代に伴うもの ・配布資料確認
委員長	2. 議事 (1) こどもの権利条例骨子案について ●資料1～4、参考資料1をもとに説明。 (説明省略) ◇先ほどの説明に対して、ご質問、ご意見を伺いたと思います。資料3をご覧ください。色がついている箇所は、委員長、副委員長、事務局が皆様からいただいたご意見を今の骨子案に反映できなかった個所になりますので、ここで議論していただければと思います。色がついていない箇所についても、他にご質問、コメントがございましたら、併せて議論していきたいと思います。資料3のコメントNo.14「市の機関の定義」について、委員より解説をいただけますでしょうか。
委員	◇この条例を制定する中で、救済機関ができるということですので、相談があったときに、例えば教育委員会、学校等の市の機関に関する相談であった場合、市の機関については協力しなければならないという強い義務を設けておかないと、相談の実効性がなくなるということを他自治体での委員経験を通じて感じました。 現在の定義の中で「市」はありますが、公立学校などについて定義がなされていないと感じています。市の機関について「市」をさした時、市以外に教育委員会、学校、公立の保育園なども含まれるような定義を入れていただき、そこについては様々な施策についての義務や、救済機関への協力義務を入れていただきたいという趣旨で記載いたしました。 公立・市立学校などを育ち学ぶ施設としてまとめて努力義務にしていくのは、適切ではないと感じています。
委員長	◇現在の条例骨子では、定義のところで、基本的に公立学校は育ち学ぶ施設の中に入れていと理解しております。私立と公立を分ける理由について、もう少し詳しく伺えますでしょうか。
委員	◇具体的には、第5章の「こどもの権利の擁護救済」において、委員への協力に関する部分です。市は、委員の職務遂行について、独立性を尊重して積極的に協力するとされていますが、「育ち学ぶ施設」については「協力するよう努

	める」という努力義務になっています。 これでは、努力はしたが協力はしないという回答がなされる可能性があります。それが私立からなされるのはある程度やむを得ないとしても、公立の関連機関については、協力をしなければならないと定めていただきたいと考えています。
委員	◇学校は、公立、私立に関わらず、こどもたちに対して教員は真摯に取り組んでいます。こどもたちの権利が保障されるよう、努力もしていますし、市教委からの指示がなくても、学校が責任を持ってこどもたちに接しています。それは公立、私立を問いません。公立、私立の区別をしなくてもよいのではないかと考えています。
委員	◇先生方が良かれと思って行うことが、こどもにとって負担となるケースもあります。そのような場合にしっかりと対応するということを市民に対して市の責務として定めていただきたいと考えています。 学校が不適切だと考えて提案しているのではなく、問題が発生したときにしっかりと対応するということを条例に明記していただきたいという趣旨です。
副委員長	◇委員のご意見は、第5章こどもの権利擁護救済の13ページ上部にある委員への協力「市は、委員の職務の遂行について、独立性を尊重するとともに、積極的に協力する」について、市の機関は協力する旨を改めて明記していただきたいというご意見という理解でよろしいでしょうか。
委員	◇この条例を実行していく上で重要な問題であると考えています。この中で「市民」については努力義務、「市」については強い義務という定めをしているため、市の機関についても確実に実行していくと定めていただく方が望ましいと思います。
副委員長	◇「市」という場合、通常は「市」の中に教育委員会も含まれ、市が設置する学校も含まれるという理解ではないでしょうか。そこにあえて「市の機関」と記載する意味について確認したいと思います。
委員	◇明確にこの定義に入っているのであれば良いのですが、現在の定義では、「育ち学ぶ施設」のところに、保育園、幼稚園、学校等、公立すべてを含める形の定義になっています。公立の施設に関しては市に含めるなど、より分かりやすくしていただければと思います。
委員	◇保護者が保育園を選ぶ際に、公立、私立を区別して選んでいることはあまりないのではと思います。今の話を伺っていると、私立だったら尊重してもらえないのかという疑問を持つ人がいるかもしれません。小学校は公立が多いですが、保育園、幼稚園は私立が多いです。
委員	◇こどもに関わっている職員は、公立、私立に関わらず、目の前のこどもたちに真摯に取り組んでいます。公立、私立という区別よりも、こどもたちをどう育てるかという心で取り組んでいます。育ち学ぶ施設に関わる皆さんは、その意識のもと、こどもたちに対して当然の責任を持って関わっていますので、あえて区別を設けなくてもよいと考えています。
委員	◇委員双方のご意見はその通りだと思います。 例えば、先生は本当にこどものことを考えて、学校に来られなくなったこど

委員	もの家庭訪問や配慮など、一生懸命に取り組んでいます。一方で、毎日電話をかけてくれる先生の期待に応えられず、負担に感じているこどもの声も聞きます。そのような場合に、先生も一生懸命やっているが、こどもが負担を感じていると訴えたときに、本当にこどもの権利を守るためにどうしたらよいかという道筋を立てておく必要があるのではないのでしょうか。
委員	◇13 ページの委員への協力のところで、「市は積極的に協力する」となっていますが、これは「しなければならない」という表現でもよいわけです。 しかし、その他については努力義務になっています。公立学校や公立の保育園、幼稚園等は、「市」に含まれると読めるのか、それとも読めないのか。読めないのであれば、明確に積極的に協力する方に含めないと、何か起こった時に不明確になってしまいます。 今回の権利条例は、現在良好な状況であっても、そうでない時のために作らなければならないものだと思います。今と将来のこどもたちのために、どのような規定を作るかが重要です。 また、市と教育委員会は独立しています。市の機関という枠組みで教育委員会が含まれるのであれば、それを明確にした方がよいと思います。
委員	◇委員への協力について、「市」は「積極的に協力する」、その他については「積極的に協力するよう努める」となっています。この「努める」が含まれていることが問題だと思います。 こどもの側から言えば、公立、私立は関係ありません。これは塾等、地域の様々なこどもが学べる場所を含むため、そのような場所でも、体罰、いじめ、虐待、差別といった問題が考えられます。 この「協力するよう努める」という表現は弱く感じます。努力したという理由で済まされない部分もあると思います。公立、私立に関わらず、積極的に協力すべきだと思います。可能であれば、この「努める」を削除していただきたいと思います。
委員	◇ここで議論されているのは、あくまで3人の「権利擁護・救済委員（仮）」の方に対する協力についてです。こどもたちの育ちに対する援助や協力、努力については、公立・市立関係なく取り組む部分だと思います。 また、3 ページの用語の定義の「育ち学ぶ施設」に、保育園、幼稚園、学校とありますが、「こども園」という名称に馴染みのない市民の方も多いため、こども園も明記していただければと思います。 保育園、幼稚園、学校と記載されると、一般的には公立のことをさしているように思われます。民間の施設は保育園という名称ではなく、社会福祉法人、医療法人の保育園、幼保連携型認定こども園という名称のため、このような記載では混乱を招く可能性があります。
委員	◇13 ページの「委員への協力」の記載方法について、保護者については、制度で縛りすぎて負担になることを懸念しています。委員がおっしゃったように、「育ち学ぶ施設」については、積極的に協力するという義務規定にしてもよいのではないかと思います。「育ち学ぶ施設」という定義で括るのであれば、義務規定が最低限必要だと思います。
副委員長	◇今の議論をまとめると、13 ページの「委員への協力」について、委員から、

委員	保護者、市民と育ち学ぶ施設の「積極的に協力するよう努める」という「努める」規定が弱いのではないかというご意見がありました。そして、このうち「育ち学ぶ施設」だけを義務規定にしてはどうかというご意見です。 保護者、市民に対して委員の調査への協力を求めるということは、実は非常に思い切った記載になると思います。この点については、事務局で法的な整理も含めて検討していただくのがよいのではないのでしょうか。 ◇情報公開条例や個人情報保護条例では、市の機関の中に教育委員会が含まれています。通常理解では、市には教育委員会が含まれると思いますがいかがでしょうか。
委員	◇そのように見えるようにするのであれば、市の定義を明記した方がよいと思います。ただし、この条例では市は施策を決めることでしか出てこないため、教育委員会がそこに含まれる構成にはなっていないと思います。 育ち学ぶ施設の中に公立学校が含まれるのであれば、この条例のままでは、教育委員会に対して求めることは努力義務もない状況になってしまい、それは適切ではないと思います。
副委員長	◇通常「市」という場合に教育委員会も含めることが多いと思います。論点として、「市は積極的に協力する」の中に、教育委員会等を含めて市の機関がどこまで含まれるのかを事務局で整理していただけたらと思います。 含まれているのであれば、解説の中でしっかりと明記し、読み取れないということであれば条文の中に記載するというところでよろしいのでしょうか。
委員長	◇委員長として、まず多くの委員の方がこの件についてご意見をいただいたことにお礼申し上げます。 2つ目として、多くの学校の先生方が、こどもたちの成長、発達、安心・安全な環境を提供することに対して、非常に高い責任感を持って職務に携わっておられるということは事実だと思いますので、確認しておきたいと思います。 3つ目として、一方で、相談やこどもの権利侵害の可能性のある事案も発生しており、私が本市の担当職員と先進市の救済機関を視察した際、市の想定を大幅に超える相談事例があがっているということでした。 私たちは、こどもの最善の利益を重要なポイントとして議論をしなければならないということを確認しておきたいと思います。 公立、私立に関しては、確かに私立学校に対して努力義務ではなく義務を課すこと、条例制定上の技術的な事項について、今後確認していきたいと思います。皆様からいただいたご意見を踏まえて、委員長、副委員長、事務局で検討させていただきたいと思います。
委員長	◇続いて、資料3のコメントNo.39から42「責務または役割の表記統一もしくは併記について」です。責務・役割という言葉について、委員からのご指摘を踏まえ、基本的には「役割」という形で整理させていただいております。この整理でよろしいでしょうか。
委員	◇7ページの「育ち学ぶ施設」の役割の2つ目に、「育ち学ぶ施設は、関係機関と協力しながら、いじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導等こどもの権利侵害を防止・救済する」と書かれています。それ以外の箇所にも、この文言に沿った表現が必要ではないかと考えます。虐待や体罰といったこどもの権利侵害

	害は、保護者や他の施設でも起こりうるものであり、これに対応する文言を入れるべきだと思います。
委員長	◇まず「役割」という言葉についてお話しします。これまで「責務」という言葉を使用してきましたが、委員からご指摘があったように、これは強い表現だと考えられます。この言葉を使用していた背景には、こどもの権利基盤型アプローチがあり、責務履行者と権利保有者の2つを軸として考えていたためです。一方で、責務履行者の中には、限られた資源の中で子育てを行っている人もいます。また、日本では自己責任論が強く意識される傾向があり、保護者に対する誤解を避けるため、「責務」という言葉を避けて「役割」という表現に変更することが適切だと判断しました。
委員	◇市に関しては「責務」として、強い意思を示すことが必要だと考えます。保護者については「役割」でよいと思いますが、条例を制定する市自体はどの程度の心意気を持って取り組むかが重要であり、市は「責務」でもよいのではないのでしょうか。
委員長	◇現在は共通の役割、市の役割、保護者の役割、市民等の役割、育ち学ぶ施設の役割という形で記載されていますが、市の部分だけは「責務」と記載した方がよいのではないかというご意見ですね。複数の委員からこのようなご意見をいただいていることを踏まえ、再度検討いたします。
委員長	◇続いて、資料3のコメント№54から57「第4章こどもの権利を保障するための施策の構成」です。
委員	◇こどもの権利について、よくまとめられていると思います。 こどもの声を様々な場で聞く中で感じるのは、こどもが最初から意見表明できるわけではなく、まずこどもの意見形成から始まる必要があるということです。こどもは「あなたはどう思うの？」と聞かれることがほとんどありません。特に日本社会では、学校でも家庭でも、大人の価値観を示されるだけになっています。 一時保護所や養護施設でこどもの意見を聞く際、最初に「私たちはあなたたちの意見を聞く人です」ということを説明します。自身の所属団体でも、「本当にあなたの気持ちや考えを聞かせてほしい」と最初に伝えています。 こどもは自分のことを決定する重要な場において、こどもの意見が聞かれることがありません。特に社会的養護の場にいるこどもたちにとって、なぜそこにいるのかも分からず、会議などに参加するシステムも現在のところありません。 まずはこども自身に関することを決定する場において、意見を聞いてもらうことができる、自分に関わることに参加する権利について、自分で決める権利、聞かれる場、守られる権利といった記載があればよいと感じます。 また、こどもは家庭、学校、様々な場で傷つくことが多いのですが、被害を受けた場合、本当に傷ついた時にケアしてもらえる権利についての記載がどこにも見当たりません。これは非常に重要なことです。 現在、こどもの自殺は過去最多で、不登校・長期欠席者も50万人近くいる状況です。こどもが生きづらさを感じ、死にたい気持ちを抱えることが多くあります。また、大人やこども同士での性的加害が多く起こっています。この

委員長	ようなことは表に出にくく、自殺の一因にもなっています。スマートフォンを誰もが持つ時代になり、状況は大きく変わっています。骨子案のどこにも性的な被害に関する記載がないと感じています。いじめや暴力の中にも含まれるかもしれませんが、この文言では見えにくいので、性的被害に関する文言を入れられないかと考えています。 現在の時代に即した条例を作るならば、少しずつ表に出るようになってきた様々な被害を含めていただきたいと思います。 ◇今回の条例骨子案の特徴は2つあります。1つは第2章のこどもの権利について、委員の皆様から出てきた特に重要とされるべき権利を記載していることです。富田林市のこどもの権利条例制定過程の特徴として、こどもたちや様々な関係団体にアンケートやヒアリングを行い、他市には見られないほど充実した調査を実施しています。この第2章の1から10は、アンケートやヒアリング、委員の皆様のご意見を踏まえて、特に本市のこどもたちにとって重要と思われるものを記載しています。 2つ目の特徴は、尊重、保護、充実が求められるこどもの権利について、具体的な施策を考える上で、第2章と一貫性を持ってこども施策を検討していることです。性暴力の問題は確かに非常に重要です。また、傷ついた時にケアしてもらえる権利も重要です。さらに、意見を聞いてもらえる場所がないという点を踏まえ、これらを具体的にどのように書き込めるか検討いたします。基本的には現在の3つのポイントについては含まれているという理解をしておき、その点をご理解いただきたいと思います。例えば9ページの「こどもの意見表明及び参加」の解説の中にご指摘の内容を入れ込むことができるのではないかと考えています。 性加害に関しては、「こどもの権利を保障する施策の推進」のところで、8ページ、10から11ページの解説に記載があります。
委員	◇特に性的なことは魂の殺人と言われるほど、こどもたちにとって最も厳しいものです。これを絶対に許さないということを明示するのであれば、このこどもの権利保障の中に何らかの文言を入れた方がよいと思います。 なぜなら、こどもは解説を読まないからです。学校で教える際に、この第2章の権利を絶対に守るというメッセージを伝えるのであれば、この第2章の権利のところに、自分の意見を考える気持ちをきちんと聞かれ、それを表し、尊重される権利や、性加害も含めてあらゆる暴力から守られる権利などを記載し、こどもが見て「これはダメなんだ」と分かるようにすることが重要だと思います。
委員	◇居場所が非常に重要だと考えています。こどもが楽しく遊んだり休んだり、安心して自分らしくいられると書かれていますが、意見表明に関して、居場所も意見表明の場だと思っています。 意見表明というと堅いイメージがありますが、実際にこどもが自分の意見を言う時は、例えばこども食堂で隣に座ったお姉さんにつぶやくように言うことも一つの意見表明だと思います。 居場所がこどもの意見を汲み取る場所でもあるという位置づけ、ただ安心して過ごせるだけでなく、意見表明の場でもあるということが重要です。その

	ため、居場所に関わる人たちにはこうした問題意識を持って関わってもらう必要があります。
委員長	◇9ページの「こどもの意見表明及び参加」のところに「市、保護者、市民と育ち学ぶ施設は」と記載されています。 今のご意見を聞いていると、意見表明には非常に様々なレベルがあることが分かります。例えば、自分が通っているこども食堂、学校、塾、自分が住んでいる市のこども施策に関してなど、こどもたちの意見表明の場所が必要だという認識を踏まえた表記にした方がよいということでしょうか。
委員	◇意見表明というと大きな感じがしますが、こどもの意見は、なかなか意見表明という中には入らないけれども、そこに反映されているわけで、それをきめ細かく吸い上げていく機能も居場所が持つ必要があると考えています。
委員長	◇今のご指摘を踏まえて、改めて検討いたします。
委員	◇8ページの「こどもの権利侵害の防止、救済」で、2つ目の項目に「市および育ち学ぶ施設は、関係機関と連携し、必要な支援を行う」と書かれていますが、様々なところで虐待や不適切なことが起こりうるため、「保護者、市民等、育ち学ぶ施設は」と記載してはどうかと思います。
副委員長	◇同じ8ページの「こどもの権利侵害の防止、救済」で1つ目には保護者、市民すべて入っていますが、2つ目は「こどもの権利侵害の防止及び早期発見に努める」となっています。ご指摘としては、関係機関と連携して必要な支援という文言が抜けているということと、育ち学ぶ施設以外の関係者についても記載すべきということでしょうか。
委員	◇例えば保護者が悩んでいる場合、様々な施設などと連携してということを考えました。
副委員長	◇1つ目と2つ目の記載内容にずれがあると思います。育ち学ぶ施設以外の方々にも、虐待といった事案に対する対応について文言を書き加えた方がよいものがあるかどうか、検討させていただきます。
委員長	◇相談救済機関の相談事例には、学校の中で起こっていることについての内容があり、そうしたことが相まって、こどもたちの権利保障やウェルビーイングが決まっていくという話も聞きます。学校だけでなく、家庭においても、こどもの権利を保障することをもっと行ってほしいということとですね。
委員	◇ご家庭も市も、両方です。
委員	◇保護者についてどのように記載していくかは非常に重要だと考えています。 6ページの保護者の役割について、子育てに悩まない保護者はいないと思います。赤ちゃんの頃から学齢期、思春期や反抗期、またそれ以降も含めてです。 その時に、もちろん保護者は支援されなければならない人たちというのが前提だと思っており、社会的に子育てをどのように支えるかということです。 ただ、「市」や「育ち学ぶ施設」と同等に保護者が並んで、こうしなければならないという記載は、本筋から離れていく気がしています。 8ページで最初にやってはいけないことを出すのは当然だと思います。6ページの共通の役割で、「だれであっても、こどもにいじめ、差別、虐待、体罰、不適切な指導等のこどもの権利侵害はあってはならない」というのはそのと

	おりです。ただ、保護者の役割について、保護者に子育ての悩みや困りごとを抱え込まずに言ってくださいというメッセージを伝えていくべきだと思います。
委員長	◇子育ては社会化して考える必要があり、個人の責任だけで担えるものではありません。これは一般的な常識として、様々な法律が前提となっている考え方ですので、その観点で文章に問題がないか、もう少し改善できるところがあるのであれば検討したいと思います。
委員長	◇続いて、権利擁護・救済について、前回は名称について議論しました。委員長、副委員長、事務局の間で、なるべく分かりやすい言葉がよいのではないかと判断になりました。 現在のところ、「権利擁護救済委員」にしようかと検討していましたが、名称が長いのではないかと考えています。結果として、「権利擁護委員」というような名称にし、愛称募集などを行い、より親しみやすい工夫を行うことを考えていますが、よろしいでしょうか。 (意見なし)
委員長	◇こども会議について議論をお願いします。前回会議では、ぜひともこども会議を記載した方がよいのではないかとご意見をいただいています。 第6章の条例の推進のところ、こども施策の形成や評価について、PDCAサイクルのうち、特に評価の部分で、こどもの意見をどのような形で取り込むのかということが記載されています。より具体的に、この条例骨子に書き込むか、今回はこれでとどめておくかといった議論があると思いますので、ご意見をいただきたいと思います。
委員	◇確かに、こども自身が検証する、この条例の評価・検証にあたりこどもの意見を聞くということが書かれています。しかし、どの場で、どのように、実際にどのこどもに聞くのか明記されていないので、こども会議というものを明確化する必要があると思います。この条例を作るにあたってもそうですが、きちんとこども委員を設定し、こども委員がきちんと検証するということを明記していただければと思います。
事務局	●今のご意見は非常に重要な議論だと思っています。一方で、市としても、しっかり事業として運営していくにあたって、もう少しイメージの共有や議論を行う必要があると思っています。一旦、骨子の段階としては、こどもの意見をしっかり聞いていくという情報はしっかりと残したいので、実際どこまでの表現をしていくかは、引き続き素案の段階で継続議論させていただければと思っています。
委員	◇第6章の条例の推進の評価・検証のところ、評価・検証にあたっては、声を聞かれにくいこどもを含め、こどもが参加する機会を設けて意見を聞いてほしいと思っています。富田林市は、これまで声を聞かれにくいこどものヒアリングなどを積極的に行ってきて、条例骨子を作ってきているわけですから、今後もそういうこどもたちの声を、こども自身から、保護者からも聞けるような形で検証していくということを表明してもらえると、より良いと思いました。
委員長	◇今後は素案に向けて議論を深めていくことになります。そうした段階におい

	て、このこども計画の評価や検証段階でどのような形でこどもたちの声を聞くのか、そのこどもの意見を聞く際には、当然声を上げにくいこどもたちからも、市としてきちんと話を聞く、意見表明してもらうということを踏まえた重要な留意事項を、素案の中でどのような形で書き込むのか、検討していきたいと思います。
事務局	(2) その他 ●資料5、参考資料2、3をもとに説明。 (説明省略)
事務局	●資料6をもとに説明。 (説明省略)
事務局	●7月14日14時から生徒会サミットを行います。テーマは「各学校の取り組みとこどもの権利条例」で、各学校の発表とグループ討議を行う予定です。
事務局	●今日前半で、特に「市」の定義や「育ち学ぶ施設」の定義に対して、多くのご意見をいただきました。 事務局の検討事項として、市の位置付け、例えば市という総称の中で教育委員会を含むのか、保護者に対しても協力するという記載の方法ができるのか、この辺りを整理させていただきたいと思います。 権利救済機関が立ち上がった後、その委員がどのように動き、どういう権限を持つのか、そのプロセスにおいてこの条例の強弱の付け方が影響してくると考えています。事務局としても、そこがまだ不明確な状態ですので、実際の表現を考えるとともに、運用を見据えた考え方も必要だと思いますので、改めて検討させていただきたいと思います。
事務局	(3) 事務連絡 ●今回は臨時会として、8月4日(月)に「こどもの権利条例いっしょに作ってみない会？」に参加するこどもたちとの交流・意見交換を予定しております。場所は、市役所の近くにあります「Topic 富田林きらめき創造館」で実施します。臨時会の詳細に関しては後日改めてご案内させていただきます。平日の日中の時間帯にはなりますが、多くの委員にご参加いただけますと幸いです。そして、次回の検討会議は8月22日(金)18時30分から予定しております。内容としては、「条例素案」について会議を開催させていただく予定です。会場参加が難しい場合はオンライン参加も可能です。その際は、会場設営の準備もございますので、早めに事務局までご連絡ください。
	3. 閉会 以上